

令和8年度 竜美丘小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止についての基本的な考え方について

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法で定められた定義に基づく。具体的には以下の通りである。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断することが求められる。

(2) 基本的な認識、ならびに本校の基本姿勢

- ① いじめは、どの学級でも起こり得る問題であり、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全児童に関わる問題である。
- ② いじめは、法に触れる行為であり、絶対にあってはならない。そして教職員、児童等が許したり、見過ごしたりすることが決してあってはならない行為である。
- ③ 人としての発達過程にあり、幼児期から思春期へと向かう多感な時期を過ごす児童にとって、児童間のトラブルは必ず起きるものという認識に立つ。インターネットを媒体としてのいじめに対しても、拡散・第三者の声の恐怖について、保護者とともに指導することが重要である。
- ④ 学校行事や道徳等、教育課程全般を通して、絆づくりを推進し、豊かな人間関係の構築や、生き方の自覚を深めることが「いじめ撲滅」につながるととらえる。
- ⑤ 個々の問題に対する具体的な「いじめ」の指導は、「いじめ防止対策委員会」（後述）の指導の下、その事案に関係する児童を個別に指導することを原則とし、学級指導や学年指導等の一斉指導で「いじめられっ子」として誤った認知をさせないように細心の配慮をして指導する。
- ⑥ いじめの早期発見のために、定期的なアンケートや個人面談、相談カードポスト等により、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) 育てたい児童の資質

- ① 自他の生命を尊重し、人を思いやる温かい心を育てる。
- ② 基本的人権の尊重が社会の基本であることを自覚させ、望ましい人間関係を構築しようとする資質を培う。
- ③ 利己的・排他的な考えによる狭い仲間意識にとらわれない強い正義感を育成する。

(4) 教師の果たす役割

- ① 教育活動全般を通して、児童一人一人に寄り添う温かい支援を行い、お互いを認め合い、自己肯定感をもてるような、分かる楽しい授業を通して、学年、学級経営をする。
- ② 児童の絆づくり、居場所づくりができるように教育活動を計画的に展開する。

(5) その他

学校評価項目の中に、いじめの早期発見や再発を防止するための取組等の実施状況について位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、いじめ防止等の取組の改善を図ることとする。

2 いじめ防止対策組織について

- (1) 名称 「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成員 運営委員、生活指導担当、学習情報主任、スクールカウンセラー
- (3) 役割 いじめ防止、いじめ発生時の最小管理、調査のための取り組みの企画、運営、相談センター等、外部組織との連携等の全般を担う。

3 重大事態への対応について

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態発生時の対応

- ① 重大事態発生を、教育委員会に早急に報告
※小学校→市教育委員会→市長、県教育委員会
- ② 校内いじめ対策委員会を召集、当該児童の担任を交え、事実関係の把握と今後の対応を協議
- ③ 被害児童、加害児童の保護者へ事実関係を報告
- ④ 協議による決定事項に従い、被害児童、加害児童へ適切に対応（随時）
- ⑤ スクールカウンセラー等による、当該児童の心のケア
- ⑥ 被害児童、加害児童の経過観察を継続
- ⑦ 調査結果を踏まえた重大事態発生の原因分析と再発防止に向けた取り組みの検討

4 いじめ防止への具体的な取り組み

(1) いじめの早期発見のために

- ① 各学期1回の相談旬間を設定し、児童の人間関係、悩み事などを把握する。
- ② 職員会ごとに、各学級、学年で「様子の気になる児童」を報告し合い、悩みを抱えている、いじめの疑いなど、気になる児童の様子について学校全体で共通理解を図る。
- ③ 学年会等で各学級の様子を適宜確認し、学年間で情報共有を図る。気になる事案があれば、生活指導主任に報告し、対応を検討する。
- ④ 相談カードポストを校長室前に設置している。相談カードを活用して、児童が担任以外の教員にも、いつでも個別に相談できるようになっている。

(2) いじめの未然防止のために

- ① 分かる・楽しい授業によって、自己肯定感を高める。
- ② 道徳の授業や学習を通して、温かい心の醸成を図る。
- ③ 異学年交流による活動を通じて、児童同士の温かい人間関係の形成を図る。
- ④ いじめ防止標語コンテストに参加し、いじめ撲滅への強い気持ちを育む。
- ⑤ 運動会、学習発表会、卒業を祝う会などの行事を通じて、自己有用感を高める。